

## 農業災害補償制度検討会「現地検討会」(新潟会場)の会議概要

日 時：平成14年7月30日(火) 13時30分～16時25分  
場 所：新潟県農業共済組合連合会会議室(新潟県新潟市)  
委 員：海野座長代理、小沢委員、戸川委員、丸山委員、円谷委員  
意見表明者：井浦 亮一(農業(水稲、ソバ) 新潟県新津市 )  
表 豊 (農業(水稲、大豆) 富山県射水郡下村 )  
佐藤 正志(農業(水稲、大豆) 新潟県岩船郡神林村 )  
渋谷 耕造(農業(水稲、野菜) 宮城県加美郡小野田町 )  
鈴木 博之(農業生産法人代表者(水稲) 福島県 )  
竹田 香苗(農事組合法人大潟ナショナルカントリー代表(水稲、大豆)  
新潟県中頸城郡大潟町 )  
戸田 良一(農業(水稲、大豆、枝豆、施設園芸) 秋田県平鹿郡大雄村 )  
平澤 栄一((有)朝日池総合農場代表、新潟県稲作経営者会議役員  
新潟県中頸城郡大潟町 )  
村松 栄一(農業(繁殖黒毛和牛、肥育牛、飼料作物)、  
元農業共済組合家畜診療所獣医師 岩手県紫波郡矢巾町 )

傍 聴 者：60名

### 1. 開 会

### 2. 林経営局審議官あいさつ

### 3. 委員紹介

### 4. 趣旨説明及びこれまでの議論の紹介

(海野座長代理から農業災害補償制度検討会開催の趣旨及び第1回から第5回までの農業災害補償制度検討会における議論の紹介を行った。)

### 5. 意見表明

井浦 座長代理の説明で、課題として残っているのが、任意加入にするのか、強制加入にするのかという点であるという話があった。今の農業災害補償法の趣旨に立ち返って見直さない限り、個別の議論をしても意味がないのではないかと。農業災害補償法は22年の立法である。当時の食糧事情を承知しているのは、私の年齢位のものである。とに

かく国民の食糧を何としても作らなければならないという大前提であった。したがって、災害があり農家がこけると国民全体の食糧を確保することができない。再生産を可能にするため、農家に共済金を支払い再生産に励んでもらい食糧を確保する。これが、この制度あるいは法律の精神であったわけで、それから10年間位は、この制度は非常に大きく貢献をしたと思い、私も評価し、また、それのお手伝いもいくつかさせていただいた。それから、時代は変革して、40年代に入ってから米は過剰基調になり、45年から生産調整が始まっている。このことにも、また苦労したが、その後、土地改良事業あるいは河川改修、農薬や肥料あるいは技術革新を含め、非常に生産が安定的になされるようになってきている。この事実もきちんと把握した上で、考えなければならないのではないか。先般、食糧庁が生産調整の有り方を中間取りまとめで報告したが、そこにも明記されているように、原則自由、生産者の自己責任が明確になっている。この共済制度の稲、麦についてだけが、当然加入という非常に強制感の強い制度であり、これを直そうと思っても、皆様から御努力いただいても、法律の根幹に、組合が誕生したところは、これを採らざるを得ない、任意加入を認めない法律です。この法律そのものが、米と麦だけは、任意加入を認めないことを明確にしている。したがって、この部分をきちんと直す。米も麦も減反の時代で、減らしていかなければ駄目な時代である。任意加入に移行できる法律改正をまずやる必要がある。座長代理の話で、いくつか説明されたが、これは全部任意加入である。加入するかしないかは、経営者が判断して選択できる仕組みになっている。しかし、この稲と麦については、経営者の判断は入らない。それほど威圧感を持っている。さらに、10年間あるいは20年間掛け続けて共済金を貰ったことが無いという人が非常に多い。そのため、私は不要であると言いたい。入りたい、必要であると言う人の途は閉ざしてはいけなないと、私は思っている。米をめぐる事情が変革している中で、農家の自己責任を明確にした形で生産に入るという姿勢が農家にも求められ、我々も反省しなければならないと思う。これですべてがアウトかという、そうではなく、これからの有り様としては、私は経営保険的な考え方、共済組合だけがやるのではなく、例えば、JAとの取組の中で、経営者保険的な捉え方が必要になってくるのではないかと思う。篩目の問題等色々あるが、結局は売った金額が食管法時代には一本であったが、今は多様である。したがって、自分の経営を維持する場合に、売上げが3,000万円必要、災害があって2,000万円しかとれない、残り1,000万円が必要である。その時は、自分の判断で、今年は1,000万円の保険を掛けたいという時に、私は保険料が少々高くなっても、経営を継続していく上では経営者判断だから当然である。その位の自己責任を持つべきであるという基本的な考え方の見直しを望む。

表 私は、受託も含めて、水稻13.5ヘクタール、大豆20ヘクタールを栽培する専業農家である。特に、大豆共済について意見を述べさせていただく。1番目に、当地区

では、水田大豆が生産調整の柱として、水田面積の約30%で栽培されているが、ブロックローションで作付けか所が毎年変わり、気象条件だけではなく、土地条件による単収の変動も大きいいため、一筆方式について、是非、導入をお願いする。何故、一筆方式を導入してほしいかは、私たちの地域は、45アールの大きいほ場であり、切り土、盛り土を行って栽培するが、雨が降ると湿害、好天に恵まれると青立ちという、どちらへ転んでも被害が出てくる。是非、一筆方式の導入をお願いしたい。2番目に、全相殺方式について、農家が自由に選択できるよう地域指定の廃止と自然災害による品質低下に対する補償を実現していただきたい。また、農家自身が防ぐことのできない風水害や台風等、大きな災害だけを補償する方式等を構築されるよう望む。品質補償については、大豆作経営安定対策の関係も出ているが、青立ちになると、品質低下して合格以外の品物も相当出てくる。到底、大豆作経営安定対策だけで防げない問題がある。大豆作経営安定対策の関係もあるが、品質補償に改善していただきたい。大きな災害、特別な災害でなければ、大きい農家にとっては、共済金を平生あまり貰わなくてもよいので、台風、水害などの時に、掛金が小さくて大きな補償となることが、一番望ましいのではないかとお願いする。

佐藤 新潟の下越で、水稻を中心に営農を行い、作付面積は、水稻で13ヘクタール、大豆で2集落の大豆を預かり、約11ヘクタールである。私は、井浦さんが言われたように、最初から任意にしなさいということではないが、実は平成5年に非常な冷害を受けた。そのことについては、資料を見ていただきたい。4年が平年の年で、5年が災害を受け、数字を比較していただければわかると思う。その時の災害で、共済金は約260万円ほどであった。私の地域では、私が一番いただいた。その260万円で自分の経営がカバーできたかということ、残念ながらできなかった。当然、市町村より災害の低利融資の話が持ち上がり、私は500万円程借り入れた。その500万円と260万円を合わせて、経営の全てがカバーできたかということ、残念ながらそれでもできなかった。現行の農業災害補償制度では、実際に災害があったとしても、我々の実被害に対して、ほぼ2分の1の補償しかない。それでは、共済制度としては、おかしいのではないかと意見を申し上げる。たまたま平成5年に被害があり、6年はまあまあの作であったが、7年にもう一度被害を受けた。1年おいてのダブルパンチであるため、また同じく500万円の借入れを起こした。その負債は、永遠として無くなっていかない。現行制度については、車の保険で言えば自賠責の位置付けでいてほしい。更に経営者自らの判断でもっと補償してほしいという部分があるならば、そのようなメニューを作っていたら、我々自らの判断で、自分のお金を出して、その補償を求める。要は、車で言えば任意保険の世界である。何十年も無事故の場合には、車の場合はどんどん掛金が安くなる。車の任意保険には、色々なメニューがある。それをもう少し農業の世界に置き換えて、柔軟に対応していただければ、我々は満足すると考えている。

渋谷 私は、宮城県の稲作農家。第1点は、私たちの稲作農家の所得は、年毎に減少している実態と、米価の下落によって生活が大変しづらくなってきている。不安定な要素が一杯あるという中で、セーフティネットとして考えられている経営所得安定対策の方向付けが、先日、保険方式を基本とした考えで検討が進められているという記事があった。これは、農業災害補償制度とは全く別のもので、価格の下落というような短期的な見方ではなく、経営というような継続的な所得を安定した形から捉えたとすれば、まず長期的な見方でその対応を迫る。また、経営を全体でとらえる。各品目別、例えば、大豆の収入保険、麦の収入保険、果樹の収入保険、色々収入保険はあるが、品目ごとではなく、経営全体として捉える所得収入の安定対策が必要である。また、対象農家は、特に減少しつつある担い手及び大規模農家に手厚く対応していただくようなものがあってほしいと思う。また、基本的には、保険方式と言われているが、実は積立型もまったく捨てがたいというところがある。希望する農家が選択して加入できる仕組みに補償水準を設定して、農業所得安定対策の積立型をお願いしたいと思う。第2点は、水稻の加入要件の議論である。国の管理の下に食糧生産にかかわる内容が今変わろうとしている。規制緩和の方向付けがされている。当然加入の必要性は、今、失われつつあるが、これに代わる新たなセーフティネットが確立するまでの当分の間は、現行どおりの強制加入の必要性もあると思う。これは、経営安定対策の方針が変われば、当然加入の必要性は当然になくなると思うので、早急に農業経営の所得安定対策のセーフティネットを構築していただきたいと思う。

鈴木 私の認識では、農業災害補償制度は頭の中にない。私は、農業天災補償法という認識でいる。何故ならば、農業災害は、今、後継者不足が最大の災害である。後継者育成に政策を特化して、真ん中の経営期間においては、自由にやらせていただきたい。ただし、そこにセーフティネットの選択肢の一つとして、農業災害補償制度があるのではないか。そして、歳をとってリタイヤしたら年金を一杯貰って、豊かな老後を送りたいというのが、私の生涯設計である。農業災害補償制度のことは、農業の現場に入った時からあったので、私は、この年になるまで考えたことはなかった。農協の共済と農業共済の違いが、この2、3年の間に初めてわかった。農業共済がどのようなものか、とにかく姿が見えない。その原因は、言葉がともかく難しすぎて理解できない。専門家の職員の中でも、プロでないと説明できないはずである。自分が理解してないものは、人に説明できないので、説明されても理解できないものはともかく嫌なので、農業共済はどうでもよいというのが、現場としての私の認識である。3年前から農業共済は何なのかと考えた時に、三つに分けて考えている。制度が嫌いなのか、金を払うのが嫌なのか、それとも農業共済団体が嫌なのかと分けて考えてみた。一番先に来るのは、一応経営で、経営イコールお金である。結果的には、投資があるところには返済もある。リスクもある。当然そのようなことは存じている。一番嫌なのは、掛金である。お金の無い時期に

払わなければならない。後払の保険は聞いたことがないので、これは認める。しかし、自賠責でも分割払などがある。そのような創意工夫があれば何とかなるのではないか。入口に選択権が無いというのは論外である。そのような中で、自立した農家は育つわけがない。リスクの中で、収量リスク、価格リスク、そして一番怖いのが行政リスクである。面倒見ていただけるのであれば、死ぬまで面倒みていただきたい。将来は面倒みないというのが、私たちは一番困る。どうせ将来切り離されるのであれば、最初から早いうちに立ち直りできる現在から切り離していただきたい。そうすれば自立できる。見てくれとか、見せるだけとか、試食だけとかは嫌で、期待させるようなことはやってほしくない。最後に、農業共済の在り方について、現場にいと、ともかく農業共済の姿が見えない。何においても農協職員の姿が見えてしまう。農業共済の方たちが、本当に農業共済の必要性を理解しているのか、お世話したいのか、我々がお世話されたいと言ったのか、その辺から考えると、農家のためにありながら、農業者にサービスしていると言うが、国費が投入されている限り、農業共済の方たちから我々はお金をいただいているわけではない。自分の掛金プラス国民の税金、お客様から食べることによって農業を支えていただいているお客様達のお金が入っている。そのような観点が、農業共済の方には一切今まで無かった。本当に農災制度が必要であり、我々のためになる農業共済であれば、誰も選択を自由にしろとか、何とかなどということが起きるわけがない。農業共済の方においては、もっと農災制度を理解し説明して、生産者にも説明義務はあり、国民に対する説明義務もあると思うのに、現場で一番農業共済の人たちの姿が見えない。その辺からまず改めていただければよろしいのではないかと、私どもは思っている。農協共済は混同しているが姿が見える。やはり、何時でも農業共済、どこでも農業共済、やっぱり農業共済、この3つの合い言葉で常に我々の脇にいてくれるのであれば、必要性はあるが、現在のような姿では果たしていかなものか。最後にお願いになるが、最後まで面倒見ていただけるのであれば、勧誘していただいて結構である。選択制を補償しないのであれば、法律できちんとすべき。通達規則で途中で変更されるのが、一番、我々経営者としては、やりにくいことである。

竹田 私の経営は、水稻で約180ヘクタールの作付け、大豆で約20ヘクタールの栽培をしている。基本的には、私は、とりあえず担い手だと思っており、家にも若い者がたくさんいる。お米の作り方あるいは有機栽培に関しては、井浦さんには大変お世話になっている。まず、農業共済が必要なのか必要でないのかという議論が、色々なところで出てくるが、今、生産調整の見直しがなされている。この中で、農業全体、政府の干渉の下から民間という形の中で、農業団体という言葉が至るところに出てきている。その農業団体というのは何かというと、全てJAと思われるかも知れないが、私はそうではないと思う。農業団体の一員はこの農業共済もしかり、それから土地改良もしかりと思う。我々農家が、米作りとして一番努力を払うのは、コストの低減である。これは、

自らできる部分と、団体自らコスト低減を図るべきであると思っている。農業団体の役割が、これから我々農業者にとって重要な問題になってくる。その中で、是非、農業共済は農業共済として、今まで培ってきた実際収量を把握できる、あるいは損害評価に対しての経験、これらをきちんと踏まえた上で、この米政策に対する対応を図っていただきたい。生産調整がポジ配分が変わろうとしているが、その中での収量の調査の最たるものは、農業共済であると私は思っている。そういう面では、もっともっとしっかりしていただきたい。是非、この部分をまず第一にお願いする。今までの農業共済、私自身も色々お付き合いした中で、なかなかわかりづらかった。例えば、共済というと、2割足切り、3割足切り、いくつか選択肢があるとか、農家自ら選びなさいと言われても、これを選べるだけの資料がない。あまりにもわかりづらい。補償に関しても、基準収量から足切りの収量を引いて、それに対して何パーセント掛けであるというような話では、やはりわからない。穫れたものが9割しか穫れなかった。それに対して1割分を補償するものが、純然たる共済であるべきと思う。是非、麦の収量共済というような形、これは地域特性ではなく、それを我々専業農家に対しては、きちんと評価、提示できるようなシステムで、農業共済の在り方も考えていただきたいと思う。是非、わかりやすい形で。これは、国庫金を使うという以上、消費者の皆さんにきちんと理解を得なければならないので、そういう面で、できるだけわかりやすく国民の皆さんに支持の得られるような形のものを、是非、お願いする。今、我々も米を売るために様々な努力をしている。先程、座長から縷々検討されているという話があった部分に関しては、是非、そういう方向で進めていっていただきたいと思う。我々、大規模農家あるいは専業農家としては、今、様々な売れる米を作ろうとしている。それは有機栽培であり、減農薬栽培であり、鴨米である。今の共済の一斉防除は、全体的な収量水準を上げるためには大変結構なことであり、これはベースとして持っていていただきたい。それは、共済というと、我々自身の問題として、被害があったから共済金をほしいということになるが、これだけ多様な米、あるいは多様な栽培技術が普及してくると、地域の中で栽培様式、それから自然環境の状態、これが全て違って来る。畦一本挟んで、片方は薬を撒くが、片方は半分の薬にする。もう10メートル離れたら全然薬を撒かない。最たるものは我々も減農薬栽培をやってきて、有機栽培もやっているが、そこから出ていったイネミズゾウムシやカメムシが通常作っている農家の所に飛んで行き、そこで被害が起きる。我々は、自分自身では高く売り、あるいは自分で責任を持った顔の見える形の栽培様式ということで納得しているので良いが、隣に住んでいる人は迷惑な話である。そこまで地域全体の農家の意識が上がっているわけではないので、是非、その辺は地域全体の中での共済のセーフティネットの部分の設けておきながら、順次、減農薬あるいは有機栽培で地域全体がまとまった段階で、切り替わってくるには、私は構わないと思う。是非、その2段階部分をセーフティネット的な形でやっていただきたい。それを評価できるのは、地域

の農業共済であるはず。そういう部分では、重要な位置付けになってくると思う。農業共済に対しては、その部分をきちんとしていただきたい。2番目は、栽培様式が変わりながら、品質を保持する形に我々もなっている。私自身も、今の制度の中で計画外流通米をずっとやってきている。100%ではなく、半分でもないがやっている。その時の品質を評価する。基本的には検査になるが、計画外米が果たして検査可能かどうか。これはJAとの絡みがあるが、その辺を農業共済として何らかの方向を出していただきたい。自由に動く米でも同じ米であるはずなので、共済の制度にかかわるはず。そういう面では、どのような形で評価をするかきちんとしていただきたい。これは、計画内流通も計画外流通もなくなるということになり、それでなおかつ品質を補償することであれば、その方向を提示していただけるようお願いしたい。もう一点、私も平成5年の時に多少共済金をいただいた。佐藤さんも言われたが、ある資料を見ると、新潟県の共済金を貰うパーセントが大体0.0いくつである。多いところでは約54%位、平成5年に貰っているということとは言えないが、全国的な平均を見ると、新潟県で我々専業農家で一所懸命作っていても、私は貰ったが、貰わない人が多い。貰っている人は一杯貰っている。地域にあった共済掛金、在り方をもう少し検討することができないかと思う。

戸田 私は、秋田県の横手盆地、県南部で、水稻を4ヘクタール、大豆を1.5ヘクタール、その他にハウスピーマンを作っている。私どもの住む地帯は、今まで大きな災害はなく、その反面、土壌条件が比較的やせ地の部分があり、生産資材等色々経費が多くかかる場所である。平成5年の冷害でも平年よりは少し下がったが、収量的には穫れる場所である。今、アキタコマチが出穂時期を迎えるが、先程から農業共済の必要、不必要という話があるが、平成10年と11年に私どもカメムシの被害が相当あった。あの当時、私どもは1等米比率が通常であると9割以上であったが、平成10年に36パーセントの1等米比率であった。自然が相手であり、農業共済は私は必要と思う。ただし、現状の収量の減少だけの補てんの制度は、私どものニーズから言うと、収量だけではなく、品質低下の補償を求む。カメムシが相当量あった場合に、60キロが1万円以下の7、8千円位であり、私ども小さい農家はかなりの打撃を受ける。品質低下した場合に補てんできる制度、販売米価に近い補償額を選択できるような形、それから、今、消費者ニーズにあった良いお米、現場では1.9ミリ以上の米の調製機具を使っている。最後に、収入保険方式の導入を検討いただければ助かると思う。

平澤 私は、平成4年に農業生産法人を作り、今年で11年目で、30ヘクタール位作付けしている。創業時は、もちろん赤字であったが、平成5年に冷害があり、その時はそう大した被害は無かった記憶があるが、平成6年は100年に1回の大干ばつが、平成5年も100年に1回の冷害であったが、新潟県でも100年に1回は災害は来るということを本当に染み着いている。平成5年の冷害時も、法人を興して2年目であり、

手痛い被害であったが、平成6年は本当に借入金額が大幅に増え、致命的な打撃を被った。その時に10アール3万円位、三百数十万円の共済金を貰い、共済は本当に有り難い。旱天の慈雨としみじみと思ったことがある。それ以来、その災害のため一所懸命農業経営に取り組めたのかと逆に考えながらやってきたが、やはり農業共済は必要であると思う。私ども10アール291円掛けており、国庫負担も同額あるが、ほとんど日常的には共済はあるか無いかわからない。空散の時に共済組合の方たちが私どもの農場に色々なものを持ってくるという認識しかないが、やはりよく考えると、農業共済は絶対必要であると思う。特に、北海道とか東北は大変と思う。実際に掛金が低いのが、実際に貰う時は残念ながら、本当の実害の何分の1しか貰えない。自分で有機米を作って、直接、消費者との売買になってきていることとか、非常に関係ないところでかなり経済が動いているような気がする。一つ思うのは、農機具共済は、共済組合でやっているのが、これはどういう訳か、全戸の方が入っているように聞いている。それから、全機種についても入っているというのも聞いている。しかし、これは、例えば、コンバインが横転して壊れたとすると、ほとんど新品と取り替えても、きちんとそれを補償してくれるというすごい制度で、皆に今回、話をしたが、農機具共済のような農業共済に是非していただきたいと言っている。共済組合に聞いたところ、非常に赤字でどうなるかわからないということを言っていたので、非常に共済というのは難しいという認識はあるが、昨日、日本の生命保険も含め、あまりにも掛金が高すぎるという記事が新聞が出ていた。私は、多分、国はお金を出したくないから現地検討会を開いて、既成事実を皆に言わせるだけで、国庫金を少なくするための一つの手段なのかと考えてしまった。決して、そのようなことがないようにすべきである。やはり若者達が、何故農業をやらないのかと言うと、まずお金が無い、それからリスクが高すぎるということを盛んに言うが、本当に自分たちがこれ位収入がほしい、それについて自分はこうするが、多分自然災害とかでもって、これ位のリスクがあるから、これ位の保険を掛けてという形で、それも、国庫金で安く、これこそ食糧安保の何よりの使い道としては良い方法ではないかと思うが、安くしかもすごく補償してくれる農業共済を、是非、メニューを作っていたきたい。特に、新規就農には2、3年はすごく補償してやるような制度を、是非、作っていたきたいと思う。既存の農業共済の中で、例えば、等級が下がったことについては、ほとんど補償がないとか、今は篩目が1.7ミリであるが、私どもは1.85~2ミリ近くの大きな篩目なので、非常に差があると思う。その辺を是非改良していただきたい。本県のように本当に災害が少ない地域では、掛金が安くて入りやすい、誰でも入りたくなるような共済を作り上げていただきたいと思う。

村松 私は、家畜について申し上げたい。肉牛の胎児価額の設定方法の見直しについて、胎児価額は母牛の20パーセントでは、母牛が高齢になるにしたがって、胎児の補償額が半分程度になるのではないかと思う。胎児については、あくまでも生産物であり、母

牛については、償却のことも考えれば仕方がないとも思う。生産物を対象にした場合に、母牛の20パーセントという考え方を直して、どの胎児も同じ様な形になれば幸いと思う。次に、乳牛の子牛・胎児の共済目的の追加について、この点は大変難しいことと思う。それは乳牛の授精をした場合、F1の場合、ETの場合と大きく分けて、単純に三つに考えられるが、F1及びETについては、特に、その後、5か月、6か月未満の子牛に対して診療が要求されるので、その辺は今まで農家の実費負担ということになっているが、この辺を共済制度で救えないか。このことがこれから更に多くなってくるのではないかと思う。しかし、その中で軽く見たが、ホルスタイン対ホルスタインの子牛も相当高額なものも出ているので、これは加入者の希望かもわからないが、一考をお願いしたいと思う。次に、死傷共済金限度額の設定については、見直しをしていただきたいという考えである。家畜共済は、病傷の共済金においては既に限度額がある。現段階では危険段階別共済掛金率の実施、さらに家畜診療所の充実をもっとやっていただけないか。それによって、事故の発生を減らしたいと思う。色々指導をやっているが、なかなかその効果が挙がっていないのではないかとされるが、私はその実は上がっているように思う。数字としては上がっていないかも知れないが、農家の収入とすれば上がっているように思う。診療所のこれからのやり方として、診療だけではなく、プロフィールテストみたいな管理指導的なところを更に拡大して、範囲も技術的にも拡大して、農家に理解を求めながらやっていけたらと思うので、この辺をよろしく願います。

## 5. 検討会委員と意見表明者の意見交換等

座長代理 委員からの質問等を行う。

太田委員 竹田さんにお聞きしたい。わかりやすい農業共済がほしい、あるいは検討されている部分をよろしくと言うような意見があった。地域全体のセーフティネットの中で防除について、私も有機栽培もやっており、減農薬もやっているが、共同防除に賛成なのか反対なのかということが少しぼけているような気がする。隣から防除しない病害虫が飛んでくるからどうなのか、どうすれば良いのかという案があれば、生産者の立場から、その点を少し提案していただきたいと思う。

竹田 今、予察を一所懸命やっておられる。基本的には、私は共同防除は最低限必要という認識でいる。地域全体が最低限の防除で、それぞれの経営者がどういう形で経営努力をするか、売れる米をどう作るかというのが、経営者の在り方であると私自身認識している。最低限するという大前提で向かう。セーフティネットという言い方は、自己責任、確かにそのとおりであるが、他人に対しての責任はどうか、現実、私自身も地域で有機栽培をしてきた結果、そこに到達している。それは逆に言うと補償という問題になるかも知れないが、自然が相手なのでそういう面ではなかなか難しい。もう一点は、生産調整の中で、大豆や特に牧草の中で生息しているカメムシなどは、オーチャードなど

が一番の巢になっている。それを防除前に刈取りすることによって、その周辺のほ場に散らかっていく。これを生産調整で牧草を作っている人に何とか責任を持ってと言っても、これは難しい。それが地域の中にいくつかあり、それをきちんと網羅しながら最低限の共同防除をする。それが必要ではないかと思う。そのような中で、当局がやっていることについての願いは、例えば、篩目を1.8ミリにするのは、これは当たり前のことであり、それから、我々、経営者にとっては、選択制は当たり前のことである。しかし、選択制一本では先程申し上げた様な形にはならないことも、考えなければならないと思う。

太田委員 私の場合は、共同防除の地域もあるが、なるべく自分のほ場は防除してもらいたくないとお願いをしているが、不可能なところもある。有機米あるいは減農薬の場合、かなり制限がされ、自分の販売シェアを広げようとする、なるべくカメムシ等にかからない様な方式、早生をなるべく避けるとか、品種的にも悪いものもやはりあるので選択するとか、あるいは精米等に金を掛け、消費者のためには色選選別機を入れて対応していくことを私はやっている。消費者ニーズということが良く言われるが、そのような中で、共同防除は、基本的には反対である。共同防除は賛成であるが、こうだと言うのは、私は良くわからない。これからは、自分たちの集落の中で防除体制をやっていけば良いのか。そうやれば消費者とのバッティングが起きるのではないか。そのところがおかしいのではないかと思う。

竹田 共同防除はヘリコプターのことではない。全地域をその品種に合わせた共同の力で、全地域をある程度最低限の防除をすることが、病害虫にとっては、少ない薬量で最大の効果を生む。私は、そのような認識に立っている。それを、例えば、2日から3日の間に個人個人でこの部分の共同防除をし、今日はこの田をやった、明日はこの田ということになると、虫が飛んで行ってしまふ。それでは、同じところに何回も防除となる。消費者ニーズは、個々の農家だけではなくて、私は、今地域全体がその関連において考えるべきであると思う。地域の中で、全体的にこの地域を全部減農薬でもって行くという地域の合意を得る一つのステータスとして、やはり最低限ここまでやろう。これを買ってくれるお客さんを探すのが、その農業団体であるJAがやるべきであると思っている。それは、お客さんに同一品質のものを送り出す地域としての責任である。私は、それが地域営農のベースであると思っている。それをベースにしながら、我々経営者が自助努力するのが私の考えである。太田委員と私の経営理念での違いなので、それは仕方がないと思うが、共同防除は全て農薬を一杯撒いてやるという観点ではないということだけは、理解していただきたい。

小沢委員 井浦さんにお聞きしたい。井浦さんが話された全体的な状況は、非常に良く理解できたが、その上で、農業災害補償制度の当然加入の問題は措くとして、農業災害補償制度の内容について、井浦さんが言われたことは、経営安定対策と農業災害補償制

度をなるべく統合するような観点、あるいは収入保険制度的なものや農業災害補償制度を一緒にするという内容なのか。

井浦 私の考え方が確固たるものではない。非常にショッキングな記事がマスコミに載っていた。食糧庁の今後の農業の見通しで、40万農家を農政で差別するという表現を使った時に、農林水産大臣は総合的に叩かれた。今は農業者が40万ではなく30万を切っている。米の場合、28万戸位が担い手として農業に携わっている。そのような時代がやがて来ることを想定し、先を見越しながらその対応も組む必要がある。その時に、竹田さんも言われたが、農業団体、共済組合も土地改良区も農協も団体である。唯一機関としてあるのは、農業委員会法に基づく農業委員会系統である。この農業委員会系統が、今農政の中で議論の中に入れてもらえない。農業団体というと大体農協と思っている。その時に、このまま放っておくと農業者以外、あるいは農業団体以外、法律に基づくもの以外の一般企業が保険目当てとして企業が出てくる可能性がある。したがって、経営は継続である。10アール当たりいくら金が入り、いくら掛金というような議論ではなく、自分の経営が将来とも継続していくことが国民に応える最大の努力であると思う。その時にあまり細かいのは要らないと言う方が良い。今の共済組合も農業災害補償法の中で組合であり、組合は本来、常識で考えると、組合というものの趣旨あるいは事業、理念に賛同する者をもって組合員とするのが常識である。ところが、農業災害補償法の組合は、それがまったくない。そこに組合がある、できていたとすると、100パーセントその組合に入ることが義務付けられている。このところを、検討会委員も良く見つめてほしいと思う。任意的に自分たちの経営判断で選択制を求め、あるいはメニューを求めてものを言われる方が多いが、法律そのものの中にそれを認めていない。したがって、このところをしっかりと見直していただかないと、いくら良い話をして、結局、国の指導でこの法律がある限り全部生きないという形になる。御質問の話、私は、食糧庁から出たショッキングな報告等も踏まえ、将来展望に立って継続していける農業者はやはり経営者責任を自覚していく必要がある。そして、その経営を損ねる要因は何かは、これも経営者自ら判断すべき。そのための負担は、経営者が自らが判断すべき。そして、自分のところを経営継続するのに、どの位のお金が年間売上げとして必要なかの判断も、経営者の責任である。その時、どれだけの掛金を払い自分の経営を継続していくかとの責任もこれも経営者の責任である。しかし、それだけを行うと国のやる仕事が無くなる。それでは、国の指導もきかなくなる。そうすると、そこに事務費に相当する金額位は拠出する形をとっても良いではないか。しかし、たかだか20万戸の農家になってしまうため、今ある団体が皆残っても用は無い。大同合併しながら整理し、国民に応える制度に組み換えていく努力をしてほしい。これが総論である。各論は、入るか入らないか自分が決めれば良いことであるため、どうでも良い。任意加入の問題は、議論する必要も無いのではないかと思う。一番困ると思っているのは、任意加入にする

と加入者が減ると思うことである。そのため、共済制度が成り立たなくなるという言い方をする。今、農家に喜ばれていないことを自ら認めていることになる。したがって、喜ばれるような制度の組み方を自分たちも汗を流すべきである。

小沢委員 竹田さんに教えていただきたいのは、竹田さんの話の中で、農業共済の共済金をたくさん貰っている人とたくさん貰っていない、全然貰っていない人が非常にいるということを言われたが、農業災害補償制度の仕組みからすると、共済金はその被害の程度に応じて貰うことになるので、竹田さんが言われた掛金を掛けていても、たくさん貰っている人と貰っていない人が非常にいることが問題であるとの趣旨が良く理解できない。新潟の場合は、自然災害の発生率が非常に低いということだけの話か。

竹田 基本的にはそのとおりで、我々は災害の少ないことを喜ばなければならない。ただし、それは、全国、掛金の大小あるにしても制度的には全国一律である。地域性は無い。その部分は、もう少し検討に値するのではないか。例えば、新潟県であれば、新潟の農災制度の在り方があってしかるべきではないか。個別の問題を今議論されていることになれば、地域性も、十分加味した農災制度の在り方を検討していただきたい。

小沢委員 武田さんの言われたのは、地域の自然的な条件による被害の発生率に応じたメニューの多様性をきちんと考えていくべきということである。平澤さんと鈴木さんにお聞きしたい。平澤さんの話は、農業災害補償制度は非常に意味があり、特にそれを手厚くする方向が望ましいということであったと思う。また、自然災害が頻発した平成5年の冷害と6年の干ばつの時が非常に大きかったと言われ、その時に被った大きな打撃が、農業経営を続けていくかどうかの場合に、農業災害補償制度が旱天の慈雨みたいな意味を持ち、その点で言うと、鈴木さんが言われた色々な農業災害補償制度の問題との関連では、経営者の育成に最も重点を置くべきと聞こえた。鈴木さんの話は、多面的で、新規就農者とかあるいは経営条件に応じて、農業災害補償制度の仕組みを少し弾力的にすべきと主張されていると理解して良いか。

平澤 私も色々な側面を持っており、一つには、稲作経営者会議の役員をやっており、その中で、原則、全戸加入、強制加入については、絶対、良くないということとか、私自身の経営では、メニューをすごく増やし、掛金をものすごく安くしていただきたいという話であるが、それは絶対可能と思う。もう一つは、今、家で研修生が4、5人独立し始めたが、やはり、1人前の農家になるまで10年位はかかると言うが、その間、栽培技術の問題とか、自然災害の問題とかあり、非常にリスクが大きい。本当に自立できるまでは、皆さん自己責任と言われるが、それを取れるまでにはものすごく時間がかかるので、新規就農時は非常にリスクが大きいから、そのような補償も絶対必要であると思う。

鈴木 私の場合、一番言いたいことは、要は経営者なので全て自分で選択させてほしい。選択とは、最低でも三つの案がなければ選ぶことにはならない。二者択一は右か左かな

ので、これはいやである。農業者の中でよく話になる専門、担い手は、誰が専門と認定してくれるのか。自分から専門と言うのは、私はできない。ジャッジとチェックを誰がやるかが最大の問題である。担い手に特化したという言葉触りは良いが、それでは、誰が担い手と認定するかと言った時に、漏れた方が大変なことになるので、また大論争が起きてしまう。新規就農3年までの者は保険料の50パーセントまでを補助しますとか言えば、誰もが納得できると思う。選択は最低でも3本立て、本来ならば入口の自由、加入する自由、加入しない自由を保証して、メニューは最低でも三つ用意する。その結果として、農業者が、その中で勝手に動いていけば良いことである。そして、加入者が減ったならば、また直して、また提示するというやり方をとる。農業災害補償制度ありきではなくて、井浦さんが言われたように、自信があるものを出せば絶対ついてくるはずである。国にお願いしたいのは、あくまでも消費者、食べる方たちに軸足を置いた制度にすべきと言っているのであって、農業者保護のための理屈を言っていると、いずれ我々はお客さんに嫌われて潰れる。いずれにしても、新入社員の入らない会社は、どれだけ優秀な会社でも潰れる。同じことなので、やはりその辺を理解して踏まえて制度を作っていたきたい。したがって、思い切ってジャッジを誰がやるのかまで踏み込んでいただきたい。そこまでいかないと総論でアバウトな話になってしまう。選択は絶対ほしい。

小沢委員 鈴木さんは、経営者としてみるとリスクとリターンは当然の概念と言われたが、その場合に最も問題なのは行政リスクと言われた。そこがよくわからなかったので、補足して説明いただきたい。

鈴木 途中で政策か制度かわからないようなことで、今回の生産調整もそうであるが、集落要件を外すとか外さないとか、自分の努力ではどうしようもない部分が出て来てしまう。共同防除の問題もそうである。そのような概念をどのように取り除いていくかが大事と思う。国が、例えば、白い政策を作っても現場レベルでは黒くなる場合がある。実際に実行している市町村単位、農林水産省が所轄しているこの制度でも、私の管轄している農業共済の支所においては、自分の意図したことが行われているかどうかというチェックは、今まで一切無かった。余談になるが、国土交通省の国道を設計した設計官が、自分が設計した道路を走ったことが無いと言うのは話にならない。政策を作れば最後まできちんとチェックしていただきたい。それが本来の設立趣旨に則って運用されているかどうかまで踏み込んでいただきたいと願う。

座長代理 佐藤さんにお聞きしたい。先程、実際に被害はあったが、実質被害に対しての共済金は非常に少なかったと言われた。これは共済部長をしているので良くわかると思うが、仕組みで小さくなった部分と損害査定で小さくなった部分とどちらで小さくなった方が多いのか。

佐藤 品質の面も、節目も含まれ、評価そのものもそうである。あの当時は3割足切り

で、絶対的にも3割超の被害の場合に、7割まで補償されたかということ、実際はそうではない。実被害のおおむね50パーセントの補償、決算を毎年やっていて、前年度対比で追っていくとその数字が簡単に明らかになる。もう一点強調すると、何人かが申し上げたが、県独自の姿があっても良いのではないかと思う。この中に、無事戻し金の制度があり、無事故であると掛金の3分の1を返してくれる。掛金を10アール二百何十円掛け3分の1戻していただいても、経営に何ら影響がない。貰わないよりは良いが、いざ本当に災害があって大変な時に、できるだけ補償率を高めていただきたいのが、切なる要望である。国庫負担が、都道府県によって差があるが、それはそれでやむを得ない部分があるが、その部分を勘案し、新潟県は新潟県独自の運用の仕方があっても良いのではないか。それが共済の人間の腕ではないかと思う。

円谷委員 農家は自然災害との戦いと言うが、実際にそうである。その場合、ここで聞いていて気がついたのは、実際に自分自身が災害にあっている人が多いかどうか、実際にあっている人がいるのかということである。実際に災害にあった場合、農家が安心してその被害を受けたことから立ち上がるためには、何を頼りにしたら良いかの考えた時、やはり一番頼りになるのが、この農業共済のはずである。それを考えると、農業共済制度はあって当然のこと、あってほしいというのが一番の希望であると思う。しかしながら、実際に、農業共済を運営していくためには、掛金は支払わなくてはならず、この不景気の世の中、すごく負担が大きい。そのところを考えると、掛金を払うために、どのように資金をやりくりしたら良いかは大きい。今年のように台風、ひょう害、霜の被害がありという年ばかりではないが、一番被害にあって困る農家は専業農家である。農業収入で賄わなければならない専門の農家が一番困る。私は、自分の収入以外から損害があった場合に引き出せるお金がある兼業農家は、実際、これを廃止しても良いのではないかという考えが少しあると思う。しかし、農業収入だけで運営されている農家は、農業共済制度の加入を全部任意加入にしてほしいというのでは、不安があるのではないかと思う。食糧制度が外され、米も自由化され、減反しなければ米の価格も下がり、国が補償した価格にならないと言われ、収入も減る。それを考えると、専業農家のために、もう少し農業共済制度の内容を考えてほしいと思う。なかなか難しいが、私は規模の大きい農家にとって、農家の経営が災害にあった時に、再建できるような内容の農業共済制度としていただきたい。メニューを考えて自分で入るのであれば、その経営に応じた保険加入ができるような農業共済であってほしいと思う。

座長代理 佐藤さん以外で、最近、比較的大きい被害があった方はおられるか。

渋谷 私は宮城であるが、平成5年又は55年に大きな被害を受け、掛金の30倍というような補償額を得た。今、色々農業共済の中で、特に補償の問題で、低い掛金で高い補償を望む傾向があるが、基本的には、低い掛金で低い補償、高い掛金で高い補償が筋と思う。災害については、大冷害又は激甚なものについては、我々農家としては為すす

べはない。自然の摂理で、これに太刀打ちすることができない。最近問題になっている品質低下。収量の減だけではなく、品質低下についても補償することを検討しているが、私は、品質補償については、どちらかという人災というような見方をしている。例えば、いもち病、これは集団的又は地域的に大発生する可能性はある。また、カメムシの被害によって等級が下落するが、これは全く防げない要素ではないと思っている。例えば、いもち病については、当然、箱処理剤又は地域の一斉防除、共同防除、これらによって又は薬剤の新しい開発によっての効果が十二分に期待される。また、最近うまい米作りということで、ササニシキ等は、大変いもち病に弱い品種であるが、今、宮城の農家はササニシキの作付けが減少しつつあり、消費者ニーズと言われながらも、いもち病に強いひとめぼれ、まなむすめ、これらの品種に農家自身がそれらに添えて、その対応を迫られている。品質補償は二次的な要素であり、倒伏して穂発芽が発生した又は窒素過多によっていもちが発生したというようなことであるので、自然災害の直接的な要因とはほど遠いと思っている。農業共済の補償については、基本的には収量をベースにし、品質補償については、二段構えの対応が必要と思っている。また、カメムシは自分の家だけで防除しても何の効果も得られない。これは、当然、一斉防除又は期日を指定して防除することにより効果がある。しかし、農家の中には、必ずしもそれに賛同しながら又は防除に徹する者がいるとも思っていない。また、平成5年の大冷害時に、多くの共済金をいただいた方には、捨て作りで共済金をいただいている方も若干いる。これらは、当然、地域の中で今の農業共済制度が一律に補償できる対応をしているので、分割評価はあるが、これらを防ぐ手だては今のところはない。そのため、中核的な又は大規模的な農家、意欲的な生産農家に手厚い補償をしていただくような対応を、先程言ったように二段構えの部分で、新たな補償という形での上乘せ補償分についての取組が必要と思っている。もう一点、水稻の補償割合。引受方式は、一筆方式、半相殺方式、全相殺方式と3つある。今、農業共済では、新たなメニュー、例えば、一筆方式であれば二つの補償割合を新たに加え、約九つの中から自由に選べるような対応をしたらどうかと先程説明があったが、あまりにもメニューが豊富すぎると、農家がそこから選ぶには、大変とまどいが生じる。メニューの豊富化は良いが、かえって農家の混乱を招くこともあり、一筆方式であれば二つ、半相殺方式であってもおおむね二つ位、全相殺方式も同じように二つの、合計で六つ位の補償割合の中から、組合単位ではなく、農家個別に選択できる対応があってほしいと思う。次に、育成すべき担い手と大規模農家に対する特別措置である。水稻共済は50パーセントの国庫負担がなされている。稲経には認定農業者に対する特別軽減措置がある。水稻共済においても、大規模農家について、国庫負担割合を拡大するような働きかけも必要と思う。また、掛金について、分納の必要性があると認識している。7月末の納入時期は、稲作農家では一番収入の無い時であり、家畜共済は分納があるので、水稻共済においても、分納の必要性があるのではないかと

う。もう一つ、育成すべき担い手農家に対する費用保険の特約メニューとして、農業労働災害補償の共済保険を新たに付け加えていただきたい。また、有機減農薬栽培に対する基準単収の特例措置を認めていただきたい。最後に、今、特に問題になっている生産調整の未達成者に対する不公平感、これらに対するメリット措置として、農業共済制度の仕組みを抱き合わせた形でリンクさせ、それを可能にすることはできないかが、論点になりつつある。共済制度は、すべての稲作生産農家からの拠出によって水稻共済の支払がなされているが、これらの基本的な台帳を基に、米の余剰米対策又は備蓄についても、併せて共済制度とリンクされる必要がある。JAの方では少しずつ働きかけをされているようであるが、農業共済はこのことをどのように考えているのか。もう少し時間が経たないとこれが出てこないのかと思っている。

佐藤 先程、実被害の差が大きかったという話をしたが、当時、一俵当たり、農業共済で評価されたのが1万5千9百円。我々、岩船産のコシヒカリが当時自主流通で売られていたのが2万6千円。約1万円位の差があった。それも大きな要因の一つであった。

表 大豆について、一番の問題は、機械刈りのためにロスが多くなるので、このロス分を考慮していただきたい。今は、手刈りによる調査のため、現場と農業共済には格段の差がある。共済掛金の問題も出てくるが、農家が納得できる制度にしていかなければならないと思う。全体的に色々な意見が出ているが、小さい農家も大きい農家も一律としているが、小さい農家も日本の国土を守っていく中では大変なことなので小さい農家も納得でき、大きい農家もそれなりに納得できると、農業共済の任意加入も、自然と生命保険と一緒に自分の身体を守りたいため、お守り代わりに入らなくてはならないのではないか。今は、どうも押しつけの阻止、一例で何か簡単に簡素化したいというものの考え方が、一番間違っていると思う。共済の末端の意見を聞き、逆三角形にしないと、ピラミッド型であると段々に上がっていくと削られ、良いのがその中で全部落ちてしまう。一番都合の悪いのが、下へ落ちるような形を取っていただきたいことを願う。

井浦 私も10ヘクタールと水稻栽培が主力であるが、例えば、10アールや20アール災害にあっても放っておいた方が良い様な形。そのため、災害が何にも無いこととなっている。そのようなことから、私は無災害ということになっている。

鈴木 少し農林水産省にお聞きしたいが、皆、穫れないことを前提に災害と言うらしいが、私の会社は、逆に穫れすぎた時に災害が起きる。価格のリスクである。穫れない場合には補償してくれるが、値段が下がった時の補償は誰がしてくれるのか。この辺をセットで考えていただかないと、私どもは、農林水産省がよく言う作況が良い時も農業災害である。穫れない時は一所懸命穫る気になるが、穫れたもので相場が下げられたという被害の方が、現実問題、この三年間、私の会社にとっては大きい。農業共済に言っても全然面倒見てくれない。実質問題、これが一番私どもは頭が痛い。

座長代理 この点は、農業災害補償制度とは別に検討されているようであるが、農林水

産省はどうか。

林経営局審議官 農業災害補償制度は、自然災害によって収量が減少することに対する経営安定で、穫れすぎることに対する補償は、制度の対象外になる。そもそも穫れすぎることによって価格が下がることに対して、どのような対策を講じるかという問題は、私どもも、今、米対策の見直しをする中で、非常に重要な論点として考えている。その前提として、そもそも構造的に今の米の需要と供給のバランスが完全に崩れている。したがって、少しその中で穫れすぎると価格に反映される部分がものすごく大きいということになる。米の生産調整、これからの米の需給調整をどのように安定的な構造に持っていくかという米の中間報告がなされたが、具体的にどのような需給安定構造に持っていくかという問題について、早急に行政サイドでも考えていかなければならないのが一点。その上で、ある程度需給安定の構造ができたとしても、今の様な一定の供給量が増えた時の価格下落に対して、いわゆる経営所得安定のための対策を、別途、特に今後の担い手となるべき農家の経営の安定のために、一定のセーフティネットとした制度を仕組む必要があるのではないかということは今議論している。米の生産調整の見直しの中で、どのように需要と供給の構造を安定的な状態に持っていくかということをも整理していくのが重要である。

竹田 大豆共済の関係であるが、是非、一筆方式をお願いする。私も20ヘクタール位大豆の受託をしているが、現実に合った形のをわかりやすく、是非改善できるのであれば、なるべく早い時期にやっていただきたい。特に生産調整の部分がこのまま行くので、是非、お願いしたいと思う。

太田委員 渋谷さんにお聞きしたい。意見の中で、農業共済の問題も然る中で、経営安定対策との兼合いのことを少し触れられたが、その点、おそらく農林水産省でも両段構えでやっていると思う。私の考えは、農業共済の方が先行しているような気がするが、その点、今後どのような方向で、この問題をバッティングしないような方法の良い案はあるか。

渋谷 今、経営安定対策は、その内容等について、セーフティネットという形で検討されている。しかし、これらは、まったく構図が見えてきていない。今まで検討された課題の中から、基本的には、保険方式が良いのではないかという流れで検討されていることを御紹介させていただいた。私たちは、保険は、農業共済も含めて、掛けてその被害がなければ掛け捨てというな認識をもっている。しかし、井浦さんが話されたように経営は持続なり、ただ単に一時的な被害にあって補償を受けるというものではなく、経営が孫子末代まで我が家の経営を継続していく時に、それが安定的に補償できる内容としていただきたい。その中には、掛金を積み立てながら、状況によって取り崩しができる場合もあり、また、必要によって農家収入の下落以外に他に流用するような状況がある場合に、これらを経営に一部補てんするような形で、これが我々の経営にプラスになる

ような積立てであれば、多少積増分があっても、これは当然の経営者としての心構えと私は認識している。ただ単に、その被害というものではなく、もっとグローバルに長期に渡った安定対策を求めたいと思う。

戸川委員 渋谷さんの補足的な説明の中で、品質補償二段階という表現があったが、その意味は何か。

渋谷 品質補償については、基礎となる収量のベースと、それに上乘せした品質補償。これは必ずしも全員ではなく、品質補償を受ける方が特別に選択する手法を取り入れていただきたい。これは基本的には、収量ベースということであって、品質補償の分については、上乘せ分という形での補償である。

戸川委員 渋谷さんは、品質補償を何か二段階でやるという意味ではなく、収量が一段階で、それに品質補償という二段階目を組み合わせ、それが選択できるようにと言われた。平澤さんにお聞きしたい。農機具共済のようなものが良いと言われたが、農機具共済に皆が入る理由、何が魅力で入っているのか。さらに、就農時のリスクが大きいと言われたが、具体的に例があれば教えていただきたい。また、有機減農薬に政策誘導するような何かが必要であると言われたが、農業共済制度として、何か減農薬、有機に対してプラスになるようなことがあるとすれば、具体的にどのようなことがあれば良いのか教えていただきたい。

平澤 農機具共済は、農業をやっていると1年に1回位、例えば、火が着いてコンバインが燃えたりとか、トレーラーで農機具を運ぶ時、下がぬかっているところで転倒したりとか、そのようなリスク、危険は本当に日常的に付き物である。最近、特に臨時でサラリーマンの方が手伝いに来られるが、その方々は、特に経験ないので、簡単に機械を壊したりすることが多いが、農機具共済は、農機具について、ほとんど新しいものに補償してくれる制度である。皆さんそれぞれ経験があるため、こぞって入る。しかも、共済部長が熱心に自分の成績を上げるため、各戸を回り本当に熱心に薦められるので、皆さん入る。それでわかりやすい。壊れたら全部補償してくれる。たかだか1年に数千円とか、1万円とかの掛金で800万円もするコンバインを補償してくれ、本当に私たちとしては有り難い制度であり、わかりやすく、1万円位でもって500万円位の補償をしてくれるような共済制度にしてほしいというのは、虫のいい私の意見であるが、そのようなメニューを一杯作っていただきたい。

戸川委員 就農時のリスクが大きいという具体例はどうか。

平澤 私の家には研修生がおり、何人か独立して始めたが、農家育ちは色々なことがわかるが、とても考えられないようなことでも、新規就農の方はやってしまう。農地はでこぼこでぬかるが、運転とかの作業も本当に信じられない位下手な人がいる。上手い人もいるが、そのような意味で色々なところに危険とかがあり、稲作りについては、考えられないような失敗をし、収穫が3分の1になるとか、半分になるとかがあり、それを

1回してしまうと大きな負債を抱え込み、立ち上がれない位になるので、それらについて、新規就農については、特約の補償制度がないものか。その辺は稲作所得安定の方とリンクするのかという気もするが、農災制度の中にもそのようなものが設けられないか。戸川委員 具体的に、稲作でとんでもないことをやるというのは、例えばどのようなことか。

平澤 例えば、今年初めてやった人は、除草剤を全然使わず、いきなり無農薬栽培をやるとうとする。除草機の良いものをもらったからできると思う。いきなり50アールとか取り組まれる。草の勢いというのはやった人でないとわからないが、最初田植えした時は代かきしてあるので、全く草はなくて、ここから草が生えてくるとはわからない位きれいなものである。初めての人は考えられない位思い切りが良く、有機米の除草剤を撒かない田にしてしまう。1か月後位になると、とても稲が植わっているとは思えない田になって、それから必死になって草取りに取り組むが、とても追いつかず、例えば、収穫皆無に近い状態になる。そのようなこととか、肥料の撒き方とか、数えればきりが無い位である。

戸川委員 有機減農薬これを政策誘導するような意見があったが、農業共済としてどのような点でかわりがあるか。

平澤 私も規模が大きいので、直接自分で消費者に売る形態をとっているが、販売していると、消費者からは、有機栽培とか、地球環境問題とかについて、農業者が本当に真剣に積極的にその方向で努力していかなければ、消費者に受け入れてもらえないのではないかと、日常的に感じている。私も、有機農業について研究しているが、有機農業は非常に収量が落ちたり、労力がとてつもなくかかったりして、まだまだ完成されない部分が非常に大きい。特に、野菜、施設園芸、私もトマトとかやっているが、トマトは、一夜にして青枯れとか、根腐れ病とかの病気にかかると、それで収穫が終わってしまう。稲作は、比較的そういうことは少ないが、特に施設園芸とか畜産もそうであると思うが、野菜の有機栽培についてのリスクは大きい。その場合に、政策的に、例えば、お米も余っているので、今2割の転作カウントがあるが、共済も1俵単位で落ちた時に、掛金を掛けて補償するような有機栽培専門のメニューがあれば良いと何時も思っている。国も、是非、有機栽培の方向へシフトしていただきたいと思う。

戸川委員 有機とか減農薬、消費者は大変関心が高くて、生産者もそのように敏感に反応して、一所懸命取り組んでおられるのは良くわかるが、共済の立場から言うと、例えば、当然行うべき肥培管理をしないで減収した場合には、補償するとまずいという考え方、一所懸命やっている人との公平性の問題がある。減農薬、有機は、普通の手抜きとは違うという、何かその辺の仕切りをきちんとつける方法がないのかと思うが、技術と裏腹の減収であるため、農業共済制度で何か対応するのは、大変悩ましい感じを持っている。難しい問題、課題と思う。

丸山委員 村松さんにお聞きしたい。元家畜診療所の獣医の経験と合わせ、現在の状況からお伺いするが、家畜診療所の充実等、プロファイルテストとか、管理指導事業等と言われたが、この他にも、一般損防、特別損害防止事業等をしているが、これらの事業に対して、例えば、受益者負担でも良いと考えてよろしいか。

村松 私のところでは、今、プロファイルテストや肉牛の検査をしているが、これは農家から1頭いくらの料金をいただきながらしている。すべて共済でただでという考え方ではなく、農家もそれなりの負担をしているので、そこを理解いただきながらしている。プロファイルテスト、肥育牛の検診をしているが、歴史の浅い肥育牛の方が割と人気があるのではないかと受け止めている。

戸田 私の方では、1ヘクタール区画の基盤整備事業がある。今、大豆の取組が全国的に大きいと思うが、排水の関係で、雨で大豆が相当冠水したところがある。基盤整備後の転作の持ち方、大豆は手が掛からず機械利用ができるので、基盤整備後の大豆の作付けは、そのような気象的な被害が現実にあるので、できるだけ排水の良い条件作りに努力したいと思うが、特に暗渠排水の工事もしていないので、そのような面もあることを御理解願いたい。

座長代理 皆様方から大変貴重な御意見をいただき、有り難く思う。本日の御意見は、今後、議論する中で、十分に役立てていきたいと思う。

以 上